

内部地区総合型地域スポーツクラブ規約（案）

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、内部地区総合型地域スポーツクラブ、愛称「うつべ☆スター」と称する。
(以下「本クラブ」という)

(事務局)

第2条 本クラブは、事務局を内部地区市民センター内に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、地域コミュニティの核として、多世代、多種目の運動・スポーツ活動や文化・芸術活動の普及推進に関する事業を行い、多様な世代の地域住民が集い、健全な心身の育成、地域社会の連帯と子どもを育む明るく豊かな生活が実現できるまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総合型地域スポーツクラブの運営に関する事業
- (2) 地域スポーツや文化、芸術の普及・推進に関する事業
- (3) 多様な世代の運動・スポーツや文化、芸術の推進に関する事業
- (4) 会員、地域住民相互の親睦に関する事業
- (5) 高齢者までの生涯にわたる健康づくりに関する事業
- (6) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 組 織

(クラブ構成)

第5条 本クラブは、内部地区内居住者を中心に地区外居住者で、本クラブの目的に賛同する者をもって構成する。

(運営機関)

第6条 本クラブの事業運営のために、理事会、専門部会を設置する。

(事務局員)

第7条 本クラブの事務局に事務員を置く。

第3章 会 員

(入会資格)

第8条 本クラブに入会する者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 内部地区在住者、あるいは地区外在住者で、本クラブの目的に賛同すること。
- (2) 本クラブの定める諸規定を遵守すること。

(会員の種類)

第9条 本クラブの会員は学生会員(幼児、小学生、中学生)、一般会員、シルバー会員、シニア会員、賛助会員、サポート会員とする。

2. 会員の規定は細則で定める。

(入会手続き)

第10条 本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い、申し込まなければならない。

(退会)

第11条 本クラブの会員は、退会届を提出して任意に退会することができる。

(除名)

第12条 本クラブの会員が、次の事項に該当する場合は、理事会の議決を経て除名することができる。

- (1) 本クラブの規約に違反したとき。
- (2) 本クラブの名誉を傷つけ、または、目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会費の納入を怠り、請求に応じないとき。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)で理事会の議決の前に釈明の機会を与えることができる。

第4章 役員

(役員)

第13条 本クラブに、次の役員を置く。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 評議員 | 若干名 |
| (5) クラブマネジャー | 1名 |
| (6) 会計 | 1名 |
| (7) 事務局長 | 1名 |
| (8) 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第14条 役員は次により選任し、総会の承認を得る。

- (1) 理事は会員代表、地区関係団体及び機関から選任する。
- (2) 会長、副会長は理事会において選任する。
- (3) クラブマネジャーは理事会において選任する。
- (4) 会計は理事会において選任する。
- (5) 事務局長は理事会において選任する。
- (6) 監事は理事会において選任する。
- (7) 評議員は自治会長、各サークルの会員及び賛助会員の中から選出し、理事会において選任する。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- (1) 役員任期が満了となっても、後任者が就任するまでその職務を行う。
- (2) 欠員が生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第16条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本クラブを代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、本クラブの事務を管理する。
- (4) クラブマネジャーは、本クラブのマネジメントをする。
- (5) 会計は、本クラブ全般の経理を行う。
- (6) 事務局長は、本会の事務処理を統括する。

- (7) 監事は、本クラブの業務の執行状況及び財産の状況を監査する。
- (8) 評議員は、本クラブの事業に協力する。

(専門部会)

第17条 本クラブの運営を円滑に行うため、必要に応じて専門部会を置くことができ、専門部会に関する規定は、本規約第23条に定める。

第5章 会 議

(会議)

第18条 本クラブの会議は、総会、理事会、役員会、評議員会、部会とする。

(総会)

第19条 総会は、第13条に規定する役員で構成し、会長が召集し、毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決は出席者の2分の1以上を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。議長は、会長が役員の中から選任する。

- (1) 前年度事業報告、並びに会計決算報告と監査報告。
- (2) 当該年度事業計画案、並びに会計予算案
- (3) 役員を選任
- (4) 規約並びに諸規定の制定、改廃。
- (5) その他

(臨時総会)、

第20条 会長は、理事会もしくは会員の過半数からの要請があれば臨時に総会を招集し、必要事項を審議しなければならない。議決は前条の規定に準ずる。

(理事会)

第21条 理事会は、会長が招集し、毎年4回以上開催し、次の事項を協議し、執行または議決する。

- (1) 前年度の事業報告並びに決算報告書の審議。
- (2) 事業計画案並びに予算案の審議。
- (3) 当該年度事業の推進及び事業予算の協議。
- (4) その他、総会等で付託された事項。

(評議委員会)

第22条 評議員会は、クラブマネージャーが招集し開催する。評議員は、本クラブの会務について意見を述べることができる。

(専門部会)

第23条 専門部会は、次の部会を設置し、部会長が招集して開催する。部会員は理事会で選任した者で構成し、任期は2年とするが、再任は妨げない。部会長は担当理事が会務を行い、副部会長若干名を置き、各部会は本クラブの各事業を具体的に計画し、協議内容を理事会に報告して承認を得て、事業の推進にあたる。

- (1) 行事部会
- (2) 普及部会
- (3) 広報部会
- (4) 少年部会
- (5) 指導部会

第6章 顧問及び参与

(顧問)

第24条 本クラブの円滑な運営を資するため、顧問を置くことができる。顧問は総会の承認を得て、会長が委嘱する。会長は、必要あるときは顧問の意見を求めるものとする。

(参与)

第25条 本クラブの理事会の会務に資するため、参与を置くことができる。参与は総会の承認を得て、会長が委嘱する。参与は、理事会の求めに応じて出席し意見を述べることができる。

第7章 会 計

(経費)

第26条 本クラブの経費は、会費、賛助金、協賛金、事業等の収入、補助金、寄付金、その他の収入を充て、会費は細則で定める。また、会費を改定する時は理事会に諮り決することができる。

(退会者の会費)

第27条 年度途中退会者の納付済み会費は、事由の如何に関わらず返還しない。

(基金)

第28条 本クラブの経費面の運営を円滑にするため、会費の一部を基金とし、理事会に諮って運用することとする。

(会計年度)

第29条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 事 故 の 責 任

(事故の責任)

第30条 会員は本クラブの活動において、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して万が一、怪我、盗難、事故があっても、本クラブは一切の責任を負わない。

(保険の加入)

第31条 会員は、スポーツ安全保険に加入するものとする。但し、賛助会員は任意加入とする。本クラブは、事業活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象のみ対応するものとする。また、未加入者が行う活動中の事故については、本クラブは一切責任を負わない。但し、本クラブの事業活動に参加する未加入者を対象に傷害保険に加入する。

第9章 補 則

第32条 この規約に定めるものの他、本クラブの運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

本規約は平成22年6月25日より施行する。

平成26年5月16日に改正し、同日より施行する。

平成29年4月12日に改正し、同日より施行する。

令和2年4月20日に改正し、同日より施行する。

令和2年4月20日に改正し、同日より施行する。

令和7年5月12日に改正し、同日より施行する。

会費及び会員に関する細則（案）

（会費）

第1条 本クラブの会費は、下表のとおりとする。

会員種別	年会費	スポーツ安全保険代	合計
学生会員(幼児、小学生、中学生)	1,400 円	800 円	2,200 円
サポート会員	1,000 円	1,850 円/1,200 円	2,850 円/2,200 円
一般会員(高校生以上)	2,400 円	1,850 円	4,250 円
シルバー会員(65 歳～69 歳)	2,200 円	1,200 円	3,400 円
シニア会員 (70 歳以上)	1,400 円		2,600 円
賛助会員	年間 1 口 5,000 円		

- (1) 4 月～12 月に入会の年会費は、上表の金額とし、1 月～3 月の入会者は年会費の半額とする。
- (2) 安全保険については、本クラブ指定のスポーツ安全保険に加入する。但し、保険代は年度途中入会の場合でも全額とする。
- (3) 地域クラブの指導者は、会員となりスポーツ安全保険に加入する。但し、当該保険料は減免する。

（会員）

第2条 本会の会員は、学生会員、一般会員、シルバー会員、シニア会員、賛助会員、その他とし、各会員の規定は、次のとおりとする。

- (1) 学生会員は、15 歳以下の幼児、小学生、中学生とする。
- (2) 一般会員は、16 歳以上(高校生以上)65 歳未満とする。
- (3) シルバー会員は 65 歳～69 歳とする。
- (4) シニア会員は 70 歳以上とする。
- (5) サポート会員は、準備・片付け・応援・団体員の送迎、指導・審判を含み、高校生以上とする。
- (6) 賛助会員は、会費を 1 口以上納めた個人及び団体とする。ただし、団体の賛助会員は代表者(例えば、自治会長名)をもって賛助会員となる。

本細則は平成22年6月25日より施行する。

平成26年5月16日に改正し、同日より施行する。

平成28年5月20日に改正し、同日より施行する。

平成29年4月12日に改正し、同日より施行する。

令和2年4月23日に改正し、同日より施行する。

令和7年5月12日に改正し、同日より施行する。

部会業務に関する内規

1. 各専門部会の業務（任務）は次のとおりとする。

(1) 行事部会

- ①本会が主催、主管する事業の活動に関する事項。
- ②地域住民の運動・スポーツや文化・芸術の活動や地域づくりのボランティア活動に関する事項。
- ③会員の親睦に関する事項。

(2) 普及部会

- ①運動・スポーツや文化・芸術の多様な教室、大会、イベントの種目に関する普及活動に関する事項。
- ②健康維持増進・自立体力づくり等の普及活動に関する事項。

(3) 広報部会

- ①事業の拡大と成長を目的とした広報活動に関する事項。
- ②本クラブが実施する事業のPR活動に関する事項。
- ③本クラブに関する情報の収集・発信に関する事項。
- ④その他、他団体からのアンケート調査・活動報告等に関する事項。

(4) 少年部会

- ①青少年のスポーツ、文化・芸術の普及・推進に関する事項。
- ②あいさつ運動、子どもの健全育成を図る活動に関する事項。

(5) 指導部会

- ①運動・スポーツ及び文化・芸術の指導に関する事項。
- ②指導者の情報共有に関する事項。
- ③安全やハラスメント等の講習会・研修会に関する事項。
- ④普通救命及びAEDの講習会・研修会に関する事項。
- ⑤その他、大会・発表会等に関する必要な事項。

表彰に関する内規

1. うつべ☆スター会員表彰

表彰は会員であって、当年1月1日から12月31日までの期間において、次の各号のいずれか該当する者で、翌年の表彰実施日に在籍するものについて行う。

- (1) 永年にわたり、本クラブへの貢献度が高いと認められた役員。
 - (2) 在籍満20年に達した会員（永年在籍者）
- 上記の定めに従い、理事会で受賞者を決定する。

2. 表彰の実施日

授賞式は、本クラブの総会において行う。なお、受賞者の氏名は、ホームページ、広報「お知らせ（内部地区市民センター）」などに公表する。

3. 表彰状の授与

表彰は、感謝状と記念品を授与する。

慶弔に関する内規

1. 慶弔に関する内規は、本クラブの役員のみに適用する。

2. 死亡弔慰

(1) 本人

30,000円（会費より）

生花 一対（会費より）

(2) 役員の配偶者、父母

5,000円（会費より）

生花 一基（会費より）

3. 見舞い

役員の入院が1か月以上にわたったとき。 10,000円（会費より）

4. その他上記以外のことについては、理事会で決定する。

本内規は平成29年4月1日より施行する。

本内規は令和2年4月23日に改正し、同日より施行する。

本内規は令和7年4月1日に改正し、同日より施行する。